

競争ルールの検証に関するWG (自己設置事業者同士の引込線転用スキームの検討) ご説明資料

- 自己設置事業者同士の設備に引込線転用のスコープを広げる場合の課題について
 - ・ 本日は、「競争ルールの検証に関するWG（第27回）」での議論を踏まえ、自己設置事業者同士の設備に引込線転用のスコープを広げる際の課題等について次頁以降でご説明します。

（参考）当社の引込線転用に向けた事業者間協議の状況

「競争ルールの検証に関するWG（第27回）」の事務局資料4に記載されているとおり、転用の対象範囲（自己設置事業者等も対象に含めるか否か）について各社の意見に相違があったため、採用するスキームの最終的な合意・決定には至っていないものの、その方向性は固まりつつあるところと認識しています。

自己設置事業者同士の引込線転用スキームのイメージと課題（戸建）

- 事業者によって使用する芯線数等の物理的な設備仕様の相違があることに加え、円滑な転用工事の実現には各設備保有事業者・工事会社間での情報連携の仕組みが必要となる等、自己設置事業者同士の引込線転用スキームの導入にあたっては、以下のような課題があると考えます。

2. 工事実施方法の検討

- (1) 設備保有者・工事会社が各々異なるため廃止⇒新設の順序性を持った工事を行うには新たな連携の仕組みが必要
- (2) ケーブルの余長不足等により、設備転用が不可の場合、新規に設備構築して開通、又は旧事業者を継続利用する等、お客様説明や切り戻し方法の検討が必要

【工事実施時以外の課題】

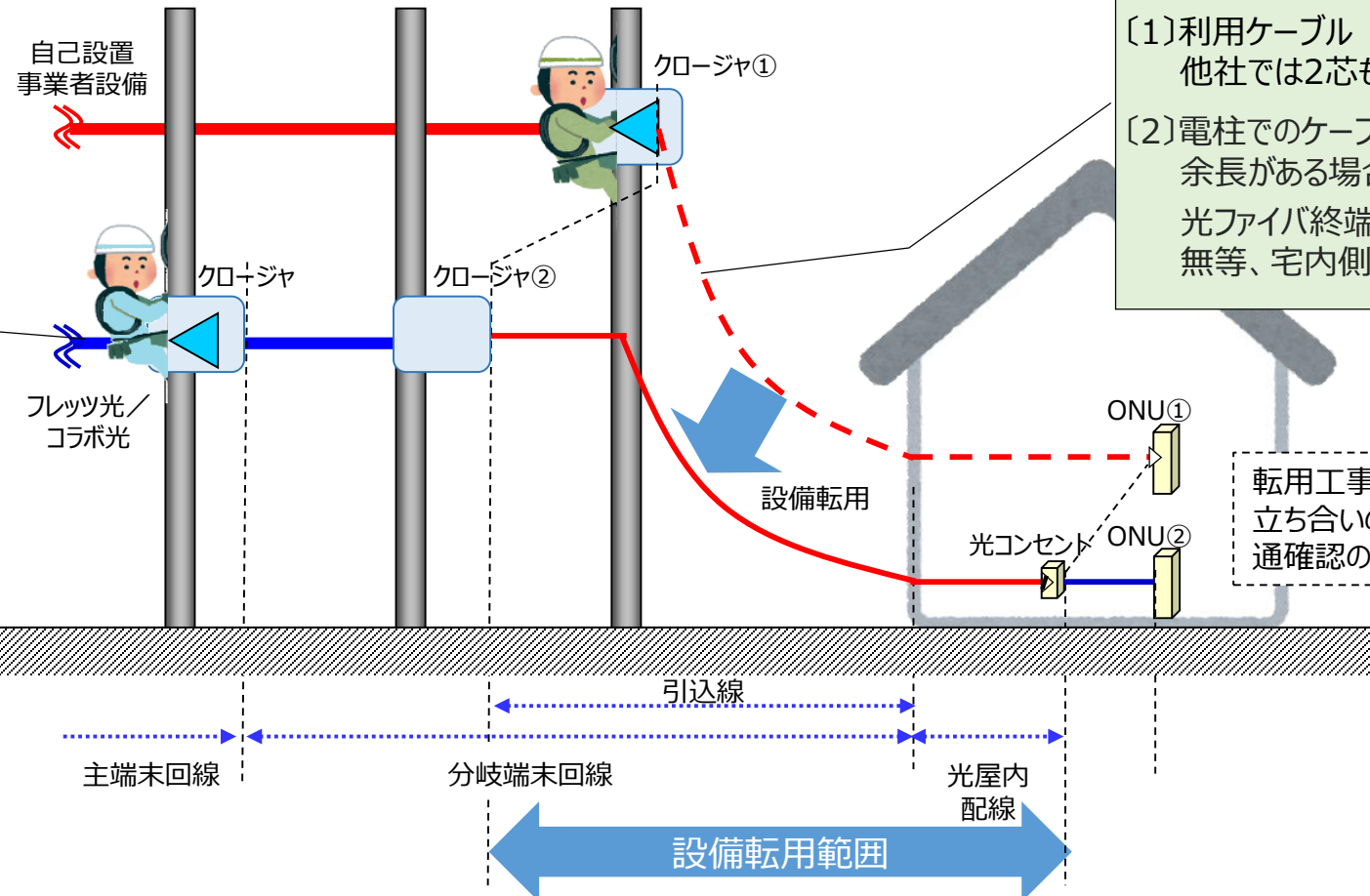
3. 保守方法の検討

光ファイバや引留具等の関連物品も含め、設備転用の対象設備が自社のものと同じ手順や方法で保守が可能か、予め確認と必要に応じた保守方法の見直しが必要

4. 設備管理情報の適正利用に係る検討

設備転用可否を判断するための各社の設備管理に係る情報（設置場所・利用者等）について、事業者間で連携・共有し、適正に利用する仕組みが必要

(例) 自己設置事業者⇒当社への引込線転用イメージ



1. 物理的な設備仕様の相違

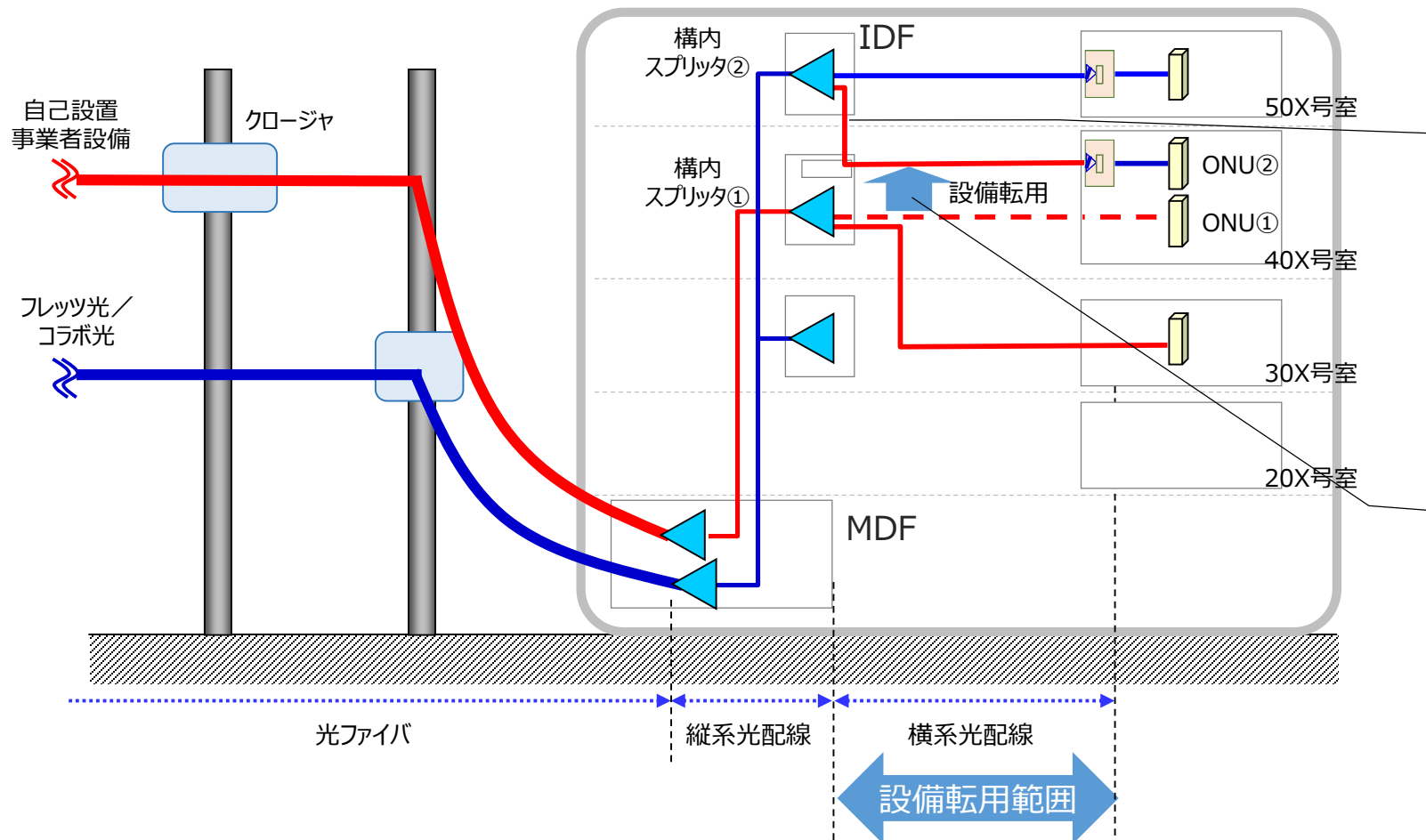
- (1) 利用ケーブル（当社はSM光ファイバ1芯相当、他社では2芯もあり）が相違
- (2) 電柱でのケーブルの添架位置が異なるため、余長がある場合に限り、設備転用が可能
光ファイバ末端のフィルタ有無、光コンセント有無等、宅内側設備も仕様が相違

転用工事の後、お客様宅内にて、お客様立ち合いのもと、ONU②の受光状況や開通確認の実施が必要

自己設置事業者同士の引込線転用スキームのイメージと課題（集合）

- 建物構内で分岐している形態が多く、各フロアで分岐する場合には縦系光配線は1芯でも複数加入で共用していることから、設備転用範囲は横系光配線のみと想定されます。
- 設備転用の実現にあたっては、戸建の場合と同様の課題があり、建物状況と運用方法によっては、追加のルート確保や狭隘スペース等の課題もあると考えます。

(例) 自己設置事業者⇒当社への横系配線の転用イメージ



1. 物理的な設備仕様の相違

- [1] 利用ケーブル（当社はSM光ファイバ1芯相当、他社では2芯の可能性あり）が相違
- [2] 構内スプリッタの設置フロアが異なる場合、フロア間での配線が必要な場合がある等の詳細検討が必要

2. 工事実施方法の検討

- [1] 設備保有者・工事会社が各々異なるため、廃止⇒新設の順序性を持った工事のために、新たな連携の仕組みが必要
- [2] ケーブルの余長不足等により、設備転用が不可の場合、新規に設備構築して開通、又は旧事業者を継続利用する等、お客様説明や切り戻し方法の検討が必要

前頁3.4.についても、集合住宅で同様の課題が存在